

2023年6月19日

「撮影罪」の新設に関するコメント

航 空 連 合
事務局長 酒井 雄介

- 2023年6月16日、第211回国会において、正当な理由なく「性的姿態等」を撮影する行為を処罰する、「撮影罪」の新設を含む刑法の改正案が可決され、成立に至った。本法律の成立により、盗撮行為は都道府県条例ではなく、刑法により全国一律、かつ厳罰に処せられることとなった。
- 2012年9月、航空機内において客室乗務員への盗撮行為が摘発されたものの条例が適用できず、処分保留となる事案が発生した。航空連合が2022年12月に行ったアンケートでは、約7割の客室乗務員が、機内で盗撮・無断撮影の経験が「ある」、もしくは「断定できないがあると思う」と回答している。盗撮は卑劣な犯罪行為であり、決して許されない。保安要員である客室乗務員の職務執行を妨げる行為は、航空保安上からも許されない。
- このような実態をふまえ、航空連合は、2020年9月、2023年5月に法務大臣に対し、機内の盗撮行為を処罰できる法律の制定を要請するなど、働きかけを進めてきた。今般成立した「撮影罪」は、機内での盗撮行為を刑法で処罰することにより抑止力の向上も期待できるものであり、安心して働くことができる職場環境の整備に向けて大きく前進したものと受け止める。
- 今後、「撮影罪」の施行にあたっては、警察と航空局、事業者が旅客に対し、適切に周知をおこない、盗撮行為をできる限り未然に防ぐとともに、事案発生時に対応する現場で混乱が生じないように、関係者が連携して運用方法を検討、確立することで、法の実効性を高める必要がある。加えて、「撮影罪」の対象となっていない「無断撮影」に対する課題についても、航空連合は職場の声に基づき、引き続き精力的に取り組みを進めていく。

以上